

昇降機の確認申請(計画通知)の要否の取扱い

■船橋市における昇降機の確認申請の要件

昇降機種別	確認申請の要件
エレベーター	(1)エレベーターを新設する場合 (2)既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (①主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部)、②かご(枠及び床版)、③駆動装置(巻上機又は油圧パワーユニット等)及び④制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エレベーターを撤去・新設とみなす。)
エスカレーター	(1)エスカレーターを新設する場合 (2)既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 (①主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部)、②駆動装置及び③制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エスカレーターを撤去・新設とみなす。)
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※1.建築基準法施行令第129条の4、第129条の12第2項に定める主要な支持部分を指す。

※2.1つでも取り替えない部材がある場合(例.駆動装置以外は全て交換する場合等)は、建築基準法第87条の4の「設ける場合」とみなさない。

※3.改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」に該当する場合は、個別に判断する。

■適用事例(ロープ式エレベーターの場合)

部材		取替部材				
		事例1	事例2	事例3	事例4	
①主要な支持部分 いずれか	主索	○		○	○	
	主索の端部	○		○	○	
	支持ばり等	マシンビーム		○		
		ガイドレール				
頂部支持ばり						
②両方	かご枠	○	○	○		
	かご床版	○	○	○	○	
③	駆動装置	○	○	○	○	
④	制御盤	○	○		○	
確認申請の要否		必要	必要	不要	不要	